

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第145号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年7月13日（水） 21時30分ごろ	
発生場所	石川県羽咋市滝埼西方沖 滝埼灯台から真方位260° 2,500m付近 (概位 北緯36°55.6′ 東経136°43.3′)	
事故等調査の経過	平成23年8月23日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 ヨット N ^ン Djamena、5トン未満 船舶番号、船舶所有者等 244-9593石川、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 定置網 なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、針路約290°（真方位）及び対地速力約5ノットで滝埼西方沖を西北西進中、船長が定置網の標識灯2個を視認したのち、平成23年7月13日21時30分ごろ、羽咋市滝港沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入し、航行不能となった。</p> <p>本船は、22時30分ごろ118番通報し、翌14日04時ごろ本件定置網所有者の作業船によって引き出され、巡視船に搭載された小型艇にえい航されて羽咋市所在のマリーナに帰航した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	船長は、本件定置網が設置されている区域をGPSプロッターに入力していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、滝埼西方沖を西北西進中、船長が、本件定置網の標識灯2個を視認したものの、本件定置網に向かって航行していることに気付かなかったことから、定置網に進入して航行不能となり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターを活用して本船の位置を確認していれば、本インシデントの発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、滝埼西方沖を西北西進中、船長が、	

	<p>定置網の標識灯 2 個を視認したものの、定置網に向かって航行していることに気付かなかつたため、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターを活用して本船の位置を把握すること。